

(参考)

1種地域と3種～5種地域の区分整理表(課長通知1の(6)関係)

都道府県	市名	課長通知の地域種別	左記の市の区域のうち1種地域に該当する地域(合併前旧町村名又は離島名)	1種地域の根拠法律(課長通知)
宮城県	仙台市	3種	秋保村	山村振興法第7条第1項
			広瀬村	
			大沢村	
			根白石村	
茨城県	日立市	3種	中里村	山村振興法第7条第1項
	稲敷市		稲敷市	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
栃木県	鹿沼市	3種	加蘇村	山村振興法第7条第1項
			西大芦村	
			板荷村	
			粟野町	
			粕尾村	
			永野村	
	大田原市	3種	須賀川村	山村振興法第7条第1項
			両郷村	
			湯津上村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
			黒羽町	
群馬県	高崎市	3種	烏淵村	山村振興法第7条第1項
	渋川市	3種	小野上村	・山村振興法第7条第1項 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
			赤城村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
			伊香保町	
埼玉県	飯能市	3種	名栗村	山村振興法第7条第1項
千葉県	富津市	3種	富津市	半島振興法第2条第1項
神奈川県	相模原市	4種	青根村	山村振興法第7条第1項
			鳥屋村	
			牧野村	
新潟県	新潟市	3種	浦浜村	山村振興法第7条第1項

(参考)

1種地域と3種～5種地域の区分整理表(課長通知1の(6)関係)

都道府県	市名	課長通知の地域種別	左記の市の区域のうち1種地域に該当する地域(合併前旧町村名又は離島名)	1種地域の根拠法律(課長通知)
富山県	富山市	3種	上新川郡大山町	・山村振興法第7条第1項 ・豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項
			婦負郡八尾町	
			山田村	
			細入村	豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項
石川県	金沢市	3種	湯涌谷村	山村振興法第7条第1項
			犀川村	
			内川村	
	河北郡内灘町	3種	内灘町	半島振興法第2条第1項
福井県	福井市	3種	一乗谷村	山村振興法第7条第1項
			美山町	
山梨県	南アルプス市	3種	芦安村	・山村振興法第7条第1項 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
長野県	長野市	3種	豊栄村	山村振興法第7条第1項
			大岡村	
			戸隠村	・山村振興法第7条第1項 ・豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項
			鬼無里村	
	松本市	3種	錦部村	山村振興法第7条第1項
			中川村	
			奈川村	
			安曇村	
	塩尻市	3種	檜川村	山村振興法第7条第1項
	伊那市	3種	高遠町	・山村振興法第7条第1項 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
			長谷村	
岐阜県	大垣市	3種	一之瀬村	山村振興法第7条第1項
			時村	
			多良村	

(参考)

1種地域と3種～5種地域の区分整理表(課長通知1の(6)関係)

都道府県	市名	課長通知の地域種別	左記の市の区域のうち1種地域に該当する地域(合併前旧町村名又は離島名)	1種地域の根拠法律(課長通知)
静岡県	静岡市	3種	大河内村	山村振興法第7条第1項
			梅ヶ島村	
			玉川村	
			井川村	
			清沢村	
			大川村	
	沼津市	3種	戸田村	半島振興法第2条第1項
	浜松市	3種	竜川村	山村振興法第7条第1項
			熊村	
			上阿多古村	
			春野町	
			龍山村	
			浦川町	
			山香村	
			城西村	
			水窪町	
			鎮玉村	
			伊平村	
	富士宮市	3種	柚野村	山村振興法第7条第1項
愛知県	豊田市	5種	藤岡町	山村振興法第7条第1項
			小原村	
			盛岡村	
			賀茂村	
			阿摺村	
			下山村	
			旭町	
			稲武町	
	岡崎市	3種	額田町	山村振興法第7条第1項

(参考)

1種地域と3種～5種地域の区分整理表(課長通知1の(6)関係)

都道府県	市名	課長通知の地域種別	左記の市の区域のうち1種地域に該当する地域(合併前旧町村名又は離島名)	1種地域の根拠法律(課長通知)
三重県	津市	3種	長野村	山村振興法第7条第1項
			家城町	
			倭村	
			竹原村	
			八知村	
			八幡村	
			多気村	
			下之川村	
	名張市	3種	国津村	山村振興法第7条第1項
	伊賀市	3種	丸柱村	山村振興法第7条第1項
			玉滝村	
			布引村	
			阿波村	
			上津村	
			矢持村	
			島ヶ原村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
	亀山市	3種	白川村	山村振興法第7条第1項
			野登村	
			関町	

(参考)

1種地域と3種～5種地域の区分整理表(課長通知1の(6)関係)

都道府県	市名	課長通知の地域種別	左記の市の区域のうち1種地域に該当する地域(合併前旧町村名又は離島名)	1種地域の根拠法律(課長通知)
滋賀県	長浜市	3種	上草野村	山村振興法第7条第1項
			杉野村	
			高時村	
			丹生村	
			片岡村	
			虎姫町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
			木之本町	
			余呉町	
			西浅井町	・山村振興法第7条第1項 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
	甲賀市	3種	土山町	山村振興法第7条第1項
			信楽町	
	東近江市	3種	永源寺町	山村振興法第7条第1項
京都府	京都市	3種	京北町	山村振興法第7条第1項
大阪府	泉南郡岬町	3種	岬町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
兵庫県	姫路市	3種	富栖村	山村振興法第7条第1項
			男鹿島、家島、坊勢島、西島	離島振興法第2条第1項
奈良県	奈良市	3種	月ヶ瀬村	山村振興法第7条第1項
			針ヶ別所村	
	御所市	3種	御所市	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
	宇陀市	3種	内牧村	・山村振興法第7条第1項 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
			室生村	
和歌山県	橋本市	3種	(旧高野口町の区域を含む)	半島振興法第2条第1項
岡山県	岡山市	3種	宇甘東村	山村振興法第7条第1項
			宇甘西村	
			竹枝村	
			上建部村	
			犬島	離島振興法第2条第1項

(参考)

1種地域と3種～5種地域の区分整理表(課長通知1の(6)関係)

都道府県	市名	課長通知の地域種別	左記の市の区域のうち1種地域に該当する地域(合併前旧町村名又は離島名)	1種地域の根拠法律(課長通知)
広島県	広島市	3種	戸山村	山村振興法第7条第1項
			久地村	
			小河内村	
			有保村	
			三田村	
			志屋村	
			高南村	
			熊野跡村	
			大林村	
			狩小川村	
			河内村	
			湯来町	
			似島	離島振興法第2条第1項
	廿日市市	3種	玖島村	山村振興法第7条第1項
			友和村	
			浅原村	
			四和村	
			吉和村	・山村振興法第7条第1項 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
			宮島町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
	三原市	3種	大和町	・山村振興法第7条第1項 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項
			久井町	
			佐木島、小佐木島	離島振興法第2条第1項
	東広島市	3種	福富町	山村振興法第7条第1項
			豊栄町	
			河内町	

(参考)

1種地域と3種～5種地域の区分整理表(課長通知1の(6)関係)

都道府県	市名	課長通知の地域種別	左記の市の区域のうち1種地域に該当する地域(合併前旧町村名又は離島名)	1種地域の根拠法律(課長通知)
山口県	周南市	3種	鹿野町	山村振興法第7条第1項
			大津島	離島振興法第2条第1項
徳島県	阿南市	3種	伊島	離島振興法第2条第1項
香川県	高松市	3種	塩江町	山村振興法第7条第1項
			男木島、女木島	離島振興法第2条第1項
	坂出市	3種	櫃石島、岩黒島、与島、小与島	離島振興法第2条第1項
福岡県	福岡市	3種	脇山村	山村振興法第7条第1項
			玄界島、小呂島	離島振興法第2条第1項
	北九州市	3種	馬島、藍島	離島振興法第2条第1項
	糟屋郡新宮町	3種	相島	離島振興法第2条第1項
長崎県	長崎市	3種	野母崎町	・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項 ・半島振興法第2条第1項
			外海町	
			香焼町	
			三和町	半島振興法第2条第1項
			琴海町	
			伊王島、高島	・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項 ・離島振興法第2条第1項
			池島、沖之島	離島振興法第2条第1項

山村振興法第7条第1項に基づく指定地域は、平成23年4月1日現在
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項若しくは第41条第1項から同条第3項に規定する地域は、

令和4年4月1日現在

離島振興法第2条第1項に基づく指定地域は、平成23年4月1日現在

半島振興法第2条第1項に基づく指定地域は、平成23年4月1日現在

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づく指定地域は、平成22年4月1日現在